

— これだけは守ろう！ —

サークル活動等にあたっての諸注意

皆さんは社会の一員であることを自覚し、特に以下の点に注意して常識ある行動を心がけてください。詳しくは、「課外活動等に関する規程」(2011年4月1日施行)、「CAMPUS DIARY 2011」、学生生活課・課外活動HPなどをご覧ください。

【課外活動等に関する規程】<http://www.waseda.jp/student/gakusei/20110401kagaikatudoukitei.pdf>

【学生生活課・課外活動HP】<http://www.waseda.jp/student/gakusei/index.html>

1. 新入生勧誘・新入生歓迎活動

(1) 他大学での新入生勧誘活動

各大学のルールに従ってください。例えば、学習院女子大学では、本学学生の勧誘活動を一切禁止しており、日本女子大学では、日本女子大学の学生課にサークル登録することを条件に、勧誘活動が認められています。

(2) 学生ラウンジの利用

例年、大学が定める新入生会員募集期間に限り、サークルによるラウンジの使用を事前抽選により認めています。なお、新入生会員募集期間以外のサークル等によるラウンジの占拠は認められていません。

(3) 高田馬場駅前ロータリーでの集合禁止

高田馬場駅利用者や近隣住民の通行を著しく妨げるため、ロータリー前での新勧コンパ等の集合を禁止しています。やむをえず集合する場合は、大学キャンパス内で集合してください。

2. 喫煙・飲酒・違法薬物の所持及び使用

(1) 分煙キャンパス

各キャンパスでは分煙化を進めていますが、残念ながら、いまだ迷惑喫煙や吸い殻のポイ捨てが続いています。本学での喫煙基本ルールは以下のとおりです。

※建物内は禁煙、屋外は喫煙場所以外禁煙、歩きタバコも厳禁

(2) 飲酒

イッキ飲みの強要や未成年者の飲酒は法律で禁止されています。また、新勧コンパでイッキ飲みを無理に強要し、その人を死なせてしまった場合、飲ませた人には刑法上過失致死罪(刑法210条)や傷害致死罪(刑法205条)が成立してしまうことがあります。さらには、民事上の損害賠償として遺族に莫大な金額を請求されることもあります。また、その場で「イッキ！イッキ！」と煽りたてた人にも、傷害現場助勢罪(刑法206条)が成立してしまうこともあります。飲ませた人には、法的な責任を追及されるおそれがあることを自覚しておいてください。未成年者が飲酒した場合、監督者である大人が罰則の対象(場合によっては飲ませた学生も対象)となります。

指定場所以外、学内は飲酒禁止です。早慶野球戦等の行事後、新宿歌舞伎町近辺で、例年酒気を帯びた一部学生たちが迷惑行為を繰り返し、社会問題化しています。

皆さんの良識と責任ある行動を強く求めます。

(3) 違法薬物の使用防止

大学生による大麻などの違法薬物の使用が社会問題となっています。違法薬物の所持、使用も明確な法律違反と認識し、絶対に関与しないこと。これまで、本学では、違法行為者に対しては退学などの厳罰が科せられています。

※Course N@viにて、「飲酒における注意事項」、「大麻等の違法薬物防止講習」を視聴できます。
Waseda-net portal へログイン
→左インデックス「授業」→「授業支援」→「Course-N@vi」をクリック
→「学生生活」について

3. キャンパス周辺(戸山公園・鶴巻南公園等)での迷惑行為

戸山公園・鶴巻南公園等キャンパス周辺での練習(ボール等を使った練習、大声を張り上げ近隣住民を威嚇するような練習、ローラーブレードを使って通行を妨げるような練習等)、看板の作成、花火等について、公園管理組合や近隣住民の方々から度々苦情が寄せられています。

近隣の静穏を乱す迷惑行為は、厳に慎んでください。

4. 学生ラウンジの利用

学生ラウンジでは、サークル等による占拠を認めていません。ラウンジに荷物を放置してあった場合には、忘れ物として扱い、清掃時に片付けます。

早稲田キャンパスには、1号館、4号館、6号館、8号館、11号館(PC有)、15号館、16号館と7つの学生ラウンジがあります。多くの学生に、休憩や昼食の場として積極的に利用されています。しかし、近年学生ラウンジ使用のマナーが悪化しています。

使用の際は、必ず下記の事項を守ってください。

※使用にあたっての注意事項

- ・飲酒、喫煙は禁止する。
- ・弁当などのゴミは必ず所定のゴミ箱へ捨てること
- ・私物の放置は禁止する。
- ・特定団体などによるラウンジの占有は禁止する。

5. 大学内の共同利用施設(教室・学生会館等)の使用について

学内の共同利用施設については、入場料を徴収することを禁止しています。共同利用施設でのイベントについては、無料で実施してください。**虚偽の申請または他サークルや外部団体への又貸しは認められません。**

6. 公認団体という名称について

本学では「学生の会」「地方学生の会」「同好会」「学外NPO等に所属する団体」および「学術院承認団体」の総称を「公認団体」としています。上記団体にあてはまらない公認団体以外の団体が「公認」という名称を使用することはできません。

7. 公認団体以外の団体がサークル活動を行う場合

上記6に該当しない団体はすべて公認団体以外の団体となります。本学学生が中心となってサークル活動を行う場合には、団体名、代表者名、活動場所等大学が定める事項を「サークル活動申請書」に記入し、期日内に届け出る必要があります。申請がない場合、公認団体以外の団体に対しても行っている新勧活動時のラウンジ使用などの便宜供与を受けることができません。

8. 各種サークル提出書類について

最近サークル提出書類(サークル継続願、課外活動補助金申請書、イベント実施報告書等)の会長署名欄を偽造して提出するサークルがあります。会長の先生の承諾なく勝手に先生の署名・捺印をした場合は、私文書偽造罪に該当し、サークルの登録取消や補助金交付の停止・補助金の全額返還となる場合があります。必ず会長の自署・捺印をもらってから各種書類を提出してください。

9. キャンパス利用・集会・立看板、掲示物ならびにビラ等について

キャンパスを利用して課外活動を行う場合には、良好な教育環境を維持するため、次の事項を守るようにしてください。なお、以下のルールは早稲田キャンパスおよび戸山キャンパスにおける内容です。他キャンパスについては、各キャンパスに問い合わせてください。

(1) キャンパス利用

- 1) 入学試験・準備日（その都度、別途掲示）の終日立入禁止。
- 2) 夜間（22:30～翌朝 8:00）の立入禁止。
- 3) 拡声器の使用は、早稲田キャンパスでのみ、昼休み（12:10～13:00）に限る。
※周囲に配慮し、大音量での使用は慎むこと。
※昼休み時間帯に大学行事等がある場合には慎むこと。
- 4) 公序良俗に反しない。
※火気厳禁

(2) 集会

学生団体が大学内外において集会を行う場合は、その内容に応じて、それぞれ所定の手続きを経た上で開催することになります。会場使用上の手続きに関する詳細は大隈講堂・共通教室等の利用案内で確認してください。

(3) 立看板、掲示物ならびにビラ等の配布

立看板の設置や掲示板への掲示ならびにビラ等の配布の際は、必ず責任者またはそれに準ずる本学学生がいることとし、学外者のみの設置や配布は認められていません。

キャンパス内での立看板、掲示物ならびにビラ等については、以下の事項を厳守すること。これに違反するものについては、事前の通知なく撤去することがあります。違反があった場合には、当該団体による立看板の掲出、掲示ならびにビラの配布を以後許可しないことがあります。

・必須記載事項

公認団体の場合：団体名を明記すること。

公認団体以外の団体の場合：団体名および設置責任者である本学学生の所属箇所、学年、氏名を明記すること。

- ・虚偽の宣伝、他者のプライバシーの侵害や名誉毀損を行ってはならない。
- ・名義貸しであると判断されうる立看板、掲示物、ビラ等の掲示は認められない。

1) 立看板について

キャンパス内に立看板を設置する場合には、次の事項を厳守してください。

- ①大きさはベニヤ板（180cm×90cm）2枚分までとします。また、突起のある看板は通行人が怪我をするおそれがあるので、認められません。
- ②立看板を設置する際は、通行の妨害および人身に危険の及ばない場所を選んでください。また、植栽等を傷めないように注意してください。なお、大学のシンボルである大隈銅像周辺等、立看板の設置が禁止されている場所に設置しないでください。
- ③場所取りのためにフェンスにガムテープ等を貼らないでください。
- ④フェンスへの掲出は、危険防止のため四隅を固定したもの以外は認められません。
- ⑤イベント等の宣伝のための看板は、それらが終了した後、すみやかに撤去してください。
- ⑥大学の行事にあわせて、原則として年4回、立看板を撤去します。
- ⑦多くの学生・団体が設置できるよう同一内容の立看板については、原則1キャンパス内で2箇所以内の設置とします。

※文面などが違っていても、同一内容であると判断されうる場合には、⑦に該当します。

2) 掲示物について

キャンパス内に掲示を出す場合には、次の事項を厳守してください。

- ①掲示物の大きさは、最大A2サイズまでとします。
- ②掲示物の枚数等
枠のある掲示板：1掲示板につき1団体あたり1枠まで
枠のない掲示板：1掲示板につき1団体あたり1枚まで
- ③掲示板以外の場所（壁やフェンス等）に掲示は認められていません。
- ④掲示物を固定する際には、画鋲を使用すること。ホッチキス、ガムテープの類は掲示板を損傷するので使用しないでください。また、他の掲示物の上に重ねて貼らないでください。

- ⑤イベント等の宣伝のための掲示物は、それらが終了した後、すみやかに撤去してください。
⑥月に1回（原則として第4月曜日の午前中）、すべての掲示物を剥がします。

3) ビラ等の配布について

キャンパス内でビラ等を配布する場合は、次の事項を厳守してください。

- ①業者（アルバイト学生も含む）による宣伝等、営利目的のビラ等の配布は認められていません。
②ビラ等の配布は手渡しに限り、受け取る意思のない人への強要は行わないでください。
③建物内（ただし学生会館は除く）でのビラ配布や机の上に置く行為は、授業や行事の妨げとなるため、認められていません。

10. 著作権侵害

著作物には、創作されたものすべて(言語・音楽・美術・建築・図形・映画・写真等)が含まれます。著作権有効期限内の著作物を無断で使用すると、著作権侵害になり、損害賠償を請求され、告訴される場合もあります。

例えば、漫画やアニメのキャラクターは「美術の著作物」に該当します。HPや機関紙等に漫画やアニメのキャラクターを描き込む行為は著作者の複製権、公衆送信権を害することになります。

11. ペナルティ(便宜供与停止)について

サークル員が、学生会館規程等に反する行為や公序良俗に反する行為等をした場合、サークル全体の連帯責任として、サークルへの便宜供与を停止することになります。また、公認団体以外の団体や個人においても同様に違反行為についてのペナルティを課します。

**事故や事件等、トラブルに巻き込まれたら学生生活 110 番
03-3202-0706（学生生活課）**

**※つながらない場合および夜間の連絡先
03-3203-4300（早稲田キャンパス通用門受付）
【E-mail】 student@list.waseda.jp**

以 上